平成２６年（フ）第３５号
福岡県直方市新知町１番14号　エンジェルハイツ102号、住民票上の住所北九州市八幡西区則松６丁目18番16号
債務者　川下　貴志
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第３６号
福岡県直方市大字下境3289番地　ピュア・エスポアール103号、住民票上の住所福岡県直方市大字中泉830番地４
債務者　森野　辰博
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１１２号
大分市大字荏隈1284番地の１　レインボーおもて201
債務者　城野　浩文
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１３号
大分市大字荏隈1284番地の１　レインボーおもて201
債務者　城野　美保
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
北海道小樽市末広町11番16号、前住所札幌市中央区南７条西12丁目２番15―202号
債務者　早田　光宏
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第５５号
北海道小樽市東雲町１番1802号　ＡＭＳ　ＫＡＩＨＯＵＲＯＵ802号、前住所北海道小樽市山田町７番16号　ヤマダビンタン201
債務者　羽田　雅晴
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第７号
山形県最上郡真室川町大字平岡862番地103、前住所山形県最上郡真室川町大字平岡970番地
債務者　佐藤　　希
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第５５号
茨城県取手市台宿２丁目26番８号
債務者　兼子　雄一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目２番地２　グリーンヒルズ久保台Ｂ棟101号室
債務者　大山由美子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
長野市大字鶴賀田町2185番地　日精権堂ビル２Ａ
債務者　島田仙蘭こと　金　　仙蘭（ＫＩＭ　ＳＥＯＮ　ＲＡＮ）
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
長野市篠ノ井二ツ柳1954番地11　コーポ野口中号室
債務者　山田真理奈
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘７丁目10番18―402号、前住所兵庫県西宮市甲子園口３丁目11番24号
債務者　菊地美津子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０９号
兵庫県尼崎市昭和通４丁目125番地の１リュストル尼崎1301、前住所神戸市中央区元町通３丁目２番１―602号
債務者　阪上　　晃
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１３号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目18番24号
債務者　原　　朋也
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市立花町２丁目３番20号藤マンション201号
債務者　リサイクルショップ三栄こと　白波瀬千壽子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３０号
兵庫県芦屋市東芦屋町16番21号　馬場方
債務者　中村　美和
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係